

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

 **インターニックス株式会社**
代表取締役社長 加藤 孝雄
(コード番号：2657 東証第一部)
問い合わせ先
法務・広報室長 上條 勝
電話 (03) 5322-1700 (代表)

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 30 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 24 年 9 月 12 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することのできる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 平成 24 年 9 月 12 日 |
| (2) 公告日 | 平成 24 年 8 月 28 日 |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.internix.co.jp/ |

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 24 年 7 月 5 日付の当社プレスリリース「アヴェネット・インクの完全子会社であるメメック・グループ・リミテッドによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付することなどの議案を付議する予定です。本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することのできる株主を定めるための基準日も設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上